

常勤役員の退職金支給に関する内規

(退職金の額)

第1条 退職金の額は、役員が退任した日における報酬額の $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{1}{4}$ に相当する額に $\frac{1}{4}$ 以内を乗じた額に、その役員の在任期間の月数を乗じて得た額とする。ただし、役員が定款第15条第1項の規定により解任されたときは、退職金の全部又は一部を減額することができる。

(2) 前項の $\frac{1}{4}$ 以内の数値は、会長が定める。

(在任期間の計算)

第2条 在任期間の月数の計算については、選任の日から暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは1月とみなす。

(再任の場合の取扱)

第3条 役員が任期中、任期満了の日の翌日において再び役員に選任されたときは、その者の退職金については、引き続き在任したものとみなす。

(退職金の支給)

第3条 退職金は、法令の規定により、その退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。